

立憲民主党組織規則

2021年3月16日制定

第2節 パートナーズに関する事項

(名称等)

第7条

立憲民主党綱領に賛同し、本党を通じて日常の暮らしや現場の声を立脚点としたボトムアップの政治に参画しようとする18歳以上の個人で、本規則に定める登録手続きを経た者を「パートナー」と呼び、また本制度の名称を「パートナーズ」とする。

(登録手続き及び登録期間等)

第8条

パートナーズへの登録は、党本部WEBサイトで登録手続きを行い、登録料の決済または払込みをするか、または、県連等が定める登録手続きを行い、登録料の払込みをするいずれかの登録手続きを経るものとする。

パートナーになろうとする者は、党本部WEBサイトまたは県連・総支部・行政区支部のいずれかから、所定の申込書式に必要事項を記入し、定められた登録料の決済または払込みとともに申込みをする。登録料は年額500円とする。なお、登録期間は、4月1日を基準日とし、申込み手続きが完了した日から、翌年度の5月末までとする。登録を更新する場合には、登録期間終了以前に送付される党からの通知に沿って必要な手続きを行うものとする。

前項の場合において、所属する総支部等が解散したときには、登録期間が終了するまでの間に限り、県連の所属として継続されるものとする。

(党本部への登録)

第9条

県連及び総支部は、毎月末までにパートナーの新規登録・退会・登録情報の変更等について、所定の手続きに基づいて党本部に報告・登録しなければならない。パートナーズ名簿の取り扱いについては、個人情報保護に十分に配慮しつつ、県連等と協議のうえ定めるものとする。パートナーズ名簿には、パートナーの所属、氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス等を記載する。

パートナーズ登録申込みと登録料受領を経て、党本部に登録された時点でパートナーズ登録が完了するものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、党本部はその旨を県連等に通知し、是正を要請する。

党本部に登録されたパートナーズ名簿は原則非公開とし、本規則に定められたパートナーズの活動や常任幹事会が承認した目的以外に用いることはできない。

(パートナーの登録解除)

第10条

パートナーは、党本部が指定する、登録情報の変更・退会等に関する専用メールアドレスに連絡することにより、パートナーズ登録を解除することができる。

パートナーから退会（登録解除）の申し出があった場合、党本部及び県連等は直ちに登録名簿からの削除など必要な措置を講ずるものとする。なお登録料については、登録期間中の退会の場合を含めて返還は行わない。

(パートナーの県連・総支部・行政区支部への所属)

第11条

パートナーは、以下の条件の下で県連等へ所属するものとする。

- ① 党本部WEBサイトによる登録手続きを経た者で、県連等に所属することを希望した者。
- ② 県連を通じて登録手続きをした者。
- ③ 県連に属する総支部または行政区支部を通じて登録手続きをした者。
- ④ 上記によらず、県連等に所属しないパートナーは、党本部に所属するものとする。

パートナーが、複数の県連または総支部に所属することを妨げない。

(パートナーの活動)

第12条

パートナーは、立憲民主党とのパートナーシップに基づき、党及びパートナーズによるプラットフォーム等を通じて、ボトムアップの政治をめざす様々な取り組みに参画する。

(協力党员及びパートナーの倫理の遵守)

第13条

協力党员及びパートナーは、政治倫理に反する行為ならびに党の名誉及び信頼を傷つける行為を行ってはならない。

協力党员及びパートナーが、前項に反し本党の運営に著しい悪影響を及ぼした場合は、党本部及び県連等は、党規約が定める倫理規定に準じて、登録からの削除を含めた必要な措置を行うことができる。